

別表第1

利用証の交付基準

区分				交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳	5年
	聴覚障害又は平衡機能の障害		聴覚障害	3級以上		
			平衡機能障害	5級以上		
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			対象としない		
	肢体不自由		上肢	2級以上		
			下肢	6級以上		
			体幹	5級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上			
		移動機能	6級以上			
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		心臓機能障害	4級以上		
			じん臓機能障害	4級以上		
			呼吸器機能障害	4級以上		
			ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上		
			小腸機能障害	4級以上		
			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上		
			肝臓機能障害	4級以上		
知的障害			A	療育手帳		
精神障害			1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病にかかっている者	特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書		
高齢者			要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦			母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	
		多胎児の場合	母子健康手帳交付日から出産後3年までの人。ただし、出産後は3歳以下の多胎児と同伴の場合に限る。			
発達障害			移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の意見書	5年の範囲内で必要と認められる期間	
けが人・その他			けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人等	医師の意見書	1年の範囲内で必要と認められる期間	